

第 2 号 議 案

平成23年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 66,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,404,507千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

平成 23 年 12 月 1 日 提 出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 府 債		157,000 ^{千円}	66,000 ^{千円}	223,000 ^{千円}
	1 府 債	157,000	66,000	223,000
歳 入	合 計	1,338,507	66,000	1,404,507

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業費		1,338,507 ^{千円}	66,000 ^{千円}	1,404,507 ^{千円}
	3 港湾整備費	0	66,000	66,000
歳 出	合 計	1,338,507	66,000	1,404,507

第2表 府債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	157,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年10.0以内 [%]	償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	223,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年10.0以内 [%]	償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。